

岩手県企業局管理規程第9号

企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年9月30日

岩手県企業局長 森 達也

企業局組織規程の一部を改正する規程

企業局組織規程（昭和43年岩手県企業局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(本庁の組織及び分掌事務)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 経営総務室の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(14) [略]</p> <p>(15) <u>文書の收受、発送、整理及び保存に関する</u>こと。</p> <p>(16)・(17) [略]</p> <p>(18) 物品等（企業局会計規程（昭和43年企業局管理規程第20号）別表第3に掲げる貯蔵品及び別表第5に掲げる備品（同表に掲げるものに類するものを含む。）をいう。<u>以下同じ。</u>）の購入に関すること。</p> <p>(19)～(46) [略]</p> <p>3 [略]</p>	<p>(本庁の組織及び分掌事務)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 経営総務室の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(14) [略]</p> <p>(15) <u>行政文書及び歴史公文書の管理に関する</u>こと。</p> <p>(16)・(17) [略]</p> <p>(18) 物品等（企業局会計規程（昭和43年岩手県企業局管理規程第20号）別表第3に掲げる貯蔵品及び別表第5に掲げる備品（同表に掲げるものに類するものを含む。）をいう。）の購入に関すること。</p> <p>(19)～(46) [略]</p> <p>3 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。